

入学支度金支給事業

入学支度金支給事業

町内に住む幼児、児童、生徒たちの入進学時に必要な入学準備費用を支援するために入学支度金を支給する、池田町独自の補助です。

対象となる方には、個別にご案内をしています。

1. 対象者（次の全ての要件を満たす方）

- 入学年 4 月 1 日現在、池田町に住所を有し引き続き 3 年以上町内に居住する見込の方
- 小中高等学校等の 1 年生として入学する児童・生徒を養育している保護者の方
- 申請日において、町税等（町税・上下水道料金・町営住宅使用料）を滞納していない保護者の方

2. 支給額

対象者	支給金額
小学校入学児童 1 人	5 万円
中学校入学生徒 1 人	5 万円
高等学校入学生徒 1 人	10 万円

- なお、特別支援学校および高等専門学校は上記の規定に準じます。

3. 支給方法

- 口座振込（入学支度金支給申請書に記載された口座）

4. 提出書類

- 入学支度金支給申請書
- 在学証明書（ただし池田小学校および池田中学校以外の学校等に入学した場合に必要。）
- その他（上記以外の書類が必要な場合）